

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成２７年４月１日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和６年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

（歳入） 地方消費税交付金 201,396 千円
 うち社会保障財源分 117,709 千円

（歳出） 234,201 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	27,147	4,489		358	22,300	15,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	184,984				184,984	86,709
保健衛生	定期予防接種委託料	22,070	34		5,700	16,336	16,000
合 計		234,201	4,523		6,058	223,620	117,709